

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成28年3月17日(2016.3.17)

【公開番号】特開2015-203947(P2015-203947A)

【公開日】平成27年11月16日(2015.11.16)

【年通号数】公開・登録公報2015-071

【出願番号】特願2014-82615(P2014-82615)

【国際特許分類】

G 06 F 21/31 (2013.01)

G 06 Q 50/10 (2012.01)

G 06 Q 30/02 (2012.01)

【F I】

G 06 F 21/20 1 3 1 A

G 06 Q 50/10 1 0 0

G 06 Q 30/02 1 3 2

【手続補正書】

【提出日】平成28年1月28日(2016.1.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ネットワークを介してユーザにサービスを提供するサービス提供装置であって、ユーザを認証する認証装置の信頼性を評価するための評価ポリシーを設定する設定部と、

前記評価ポリシーに基づき前記認証装置を信頼するか否かが評価された評価結果に基づいて、前記認証装置による認証を信頼するか否かを判断する判断部と、

前記認証装置による認証を信頼すると判断し、かつ前記ユーザが前記認証装置で認証されたことに応じて、前記サービスを前記ユーザに提供することを決定する決定部と、を備えるサービス提供装置。

【請求項2】

前記決定部は、前記認証装置を信頼すると判断したこと、および前記ユーザが前記認証装置で認証されたことに応じて、当該サービス提供装置での認証無しに前記サービスを前記ユーザに提供することを決定し、前記認証装置を信頼しないと判断したこと、および前記ユーザが前記認証装置で認証されていないことの少なくとも一方の場合には、当該サービス提供装置で前記ユーザを認証することを決定する

請求項1に記載のサービス提供装置。

【請求項3】

前記認証装置の信頼性を示す信頼性情報を、前記認証装置または外部の情報提供装置から取得する信頼性取得部を備え、

前記判断部は、前記評価ポリシーに基づき前記信頼性情報を評価して前記評価結果を生成し、前記評価結果に基づいて前記認証装置の前記認証を信頼するか否かを判断する

請求項1または2に記載のサービス提供装置。

【請求項4】

前記設定部は、前記評価ポリシーを外部の情報提供装置へと送信し、

前記評価ポリシーに基づき当該サービス提供装置が前記認証装置の前記認証を信頼する

べきか否かを評価した評価結果を前記外部の情報提供装置から受信する評価結果受信部を備える

請求項 1 または 2 に記載のサービス提供装置。

【請求項 5】

前記信頼性情報は、前記認証装置において前記ユーザを認証した時刻を示す時刻情報を含み、

前記判断部は、前記時刻情報に応じた時刻から予め定められた時間以内に前記認証装置の前記認証を信頼するか否かを判断する

請求項 3 に記載のサービス提供装置。

【請求項 6】

信頼すると判断された複数の前記認証装置の中からユーザの認証に用いる認証装置をユーザに選択させる選択部を更に備える

請求項 1 から 5 のいずれか 1 項に記載のサービス提供装置。

【請求項 7】

前記信頼性取得部は、複数の前記認証装置から複数の前記信頼性情報を取得して、

前記判断部は、複数の前記信頼性情報に対応する複数の前記評価結果に基づいて前記認証装置の前記認証を信頼するか否かを判断する

請求項 3 に記載のサービス提供装置。

【請求項 8】

前記判断部は、複数の前記認証装置の前記複数の評価結果のうち、最も高い評価結果、最も低い評価結果及び前記複数の評価結果の合計平均の少なくとも一つに基づいて、前記認証装置の前記認証を信頼するか否かを判断する

請求項 7 に記載のサービス提供装置。

【請求項 9】

前記情報提供装置は、前記認証装置の前記信頼性情報を前記情報提供装置の秘密鍵で暗号化し、

前記信頼性取得部は、前記認証装置の前記信頼性情報を前記情報提供装置の公開鍵で復号した前記信頼性情報を評価して前記評価結果を設定する

請求項 3 に記載のサービス提供装置。

【請求項 10】

前記設定部は、前記評価ポリシーを外部から取得した外部情報に基づいて変更する

請求項 1 から 9 のいずれか 1 項に記載のサービス提供装置。

【請求項 11】

前記設定部は、前記信頼性情報の複数の属性のそれぞれに対する重みを含む前記評価ポリシーを設定し、

前記判断部は、前記認証装置の前記複数の属性を前記評価ポリシーにより重み付けして前記評価結果を生成する

請求項 3 に記載のサービス提供装置。

【請求項 12】

ネットワークを介してユーザにサービスを提供するサービスを提供する方法であって、ユーザを認証する認証装置の信頼性を評価するための評価ポリシーを設定する設定段階と、

前記評価ポリシーに基づき前記認証装置を信頼するか否かが評価された評価結果に基づいて、前記認証装置による認証を信頼するか否かを判断する判断段階と、

前記認証装置による認証を信頼すると判断し、かつ前記ユーザが前記認証装置で認証されたことに応じて、前記サービスを前記ユーザに提供することを決定する決定段階と、を備える方法。

【請求項 13】

コンピュータを、ネットワークを介してユーザにサービスを提供するサービス提供装置として機能させるプログラムであって、

前記コンピュータに、請求項1-2に記載の方法を実行させるためのプログラム。